

**資料 1**

事務連絡

平成23年3月29日

各
都道府県
保健所設置市
特別区
殿

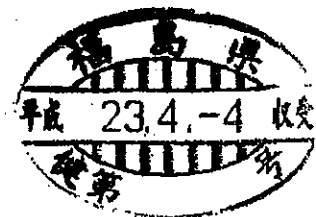
厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課

暫定規制値の取扱いについて

標記について、平成23年3月17日付け食安発0317第3号食品安全部長通知「放射能汚染された食品の取り扱いについて」において、原子力安全委員会により示された指標値を食品衛生法上の暫定規制値としているところです。当該暫定規制値の対象分類については下記のとおりですのでお知らせします。

記

- 野菜類には、葉菜、果花菜、きのこ、果実、海草、根菜、芋類が含まれていること
- 穀類には、米、豆類等、可食部が地上部にあつて殻で覆われている食品群が含まれていること
- 肉・卵・魚・その他には、介類が含まれていること



資料 2

参考 (H23.4.5以降の取扱い)

核 種	食品衛生法 (昭和 22 年法律第 233 号) の規定に基づく食品中の放射性物質に関する暫定規制値 (Bq/kg)	
放射性ヨウ素 (混合核種の代表核種: ^{131}I)	飲料水	300
	牛乳・乳製品 (注)	
	野菜類 (根菜、芋類を除く。)	2,000
	魚介類	
放射性セシウム	飲料水	200
	牛乳・乳製品	
	野菜類	500
	穀類	
	肉・卵・魚・その他	
ウラン	乳幼児用食品	20
	飲料水	
	牛乳・乳製品	
	野菜類	100
	穀類	
	肉・卵・魚・その他	
プルトニウム及び超ウラン元素 のアルファ核種 (^{238}Pu , ^{239}Pu , ^{240}Pu , ^{242}Pu , ^{241}Am , ^{242}Cm , ^{243}Cm , ^{244}Cm 放射能濃度の 合計)	乳幼児用食品	1
	飲料水	
	牛乳・乳製品	
	野菜類	10
	穀類	
	肉・卵・魚・その他	

注) 100 Bq/kg を超えるものは、乳児用調製粉乳及び直接飲用に供する乳に使用しないよう指導すること。